

平成27年9月

建築コンサルタント関係の皆様へ

ひたちなか市総務部管財課

### 建築士法の一部改正に係る運用のご案内

改正建築士法の施行（平成27年6月25日）に伴い、市が発注する建築設計業務及び工事監理業務委託について契約時の添付書類を追加しますので、下記のとおりご留意願います。

#### 記

#### 1. 設計及び工事監理の業務の適正化について（建築士法第22条の3の3関係）

延べ面積300㎡を越える建築物の設計又は工事監理受託契約の当事者は、契約の締結に際して、合意した契約内容のうち法令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付することが義務付けられました。

#### 2. 契約書添付様式の追加

別紙「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の添付

→入力様式（Word形式）は、市のホームページからダウンロードが出来ます。（管財課／契約関係様式集）

#### 3. 対象業務・適用日

市が発注する建築設計業務又は建築工事監理業務で、平成27年10月1日以降に契約締結するもの全て

#### 【問い合わせ先】

ひたちなか市総務部管財課契約係

029-273-0111

内線 1225～1227